

普通預金

平成29年1月4日現在

商品名 (愛称)	普通預金
-------------	------

販売対象	・法人、個人
期間	・特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算。 ・毎日の最終残高が1,000円以上の場合、付利単位を100円として利息を計算します。
税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。
手数料	・キャッシュカードをセットいただけます。 ・キャッシュカードによる払い戻し等に当たっては、カード規定に定める手数料が必要となる場合がございます。(詳しくは、「手数料一覧」をご覧ください。)
付加できる 特約事項	・個人のもものは「総合口座」の取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率。) ・マル優もご利用いただけます。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
その他参考と なる事項	・公共料金等の自動支払、および給与、年金等の自動受取もできます。 ・配当金、公社債元利金等の自動受取もできます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融 共通)」をご覧ください。

預-7